

豊川市緊急経済対策本部設置要綱

(設置)

第1条 原油価格等原材料価格の高騰に加えて、世界的な金融不安や景気悪化の懸念の広がりを背景とする経済状況の悪化に対し、国、愛知県の経済対策との整合性を図りながら、豊川市として対応可能な施策に、関係部が連携して的確に取り組み、市民生活や企業活動の安定化を図るため、豊川市緊急経済対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 経済状況の悪化に伴う市民生活、企業活動等への対策の推進
- (2) 経済状況の悪化への対策の推進に関する関係部間の調整
- (3) その他経済状況の悪化の対策について必要な事項

(構成員)

第3条 対策本部は別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(本部長等)

第4条 対策本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部長は、対策本部の事務を総理し、対策本部の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副市長の職にある者が本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 対策本部に、会議に付議すべき事項について協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、経済環境部商工観光課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事会の運営その他必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、経済環境部商工観光課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が対策本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

市長

副市長

教育長

病院事業管理者

企画部長

総務部長

収納管理監

企業立地推進部長

健康福祉部長

市民部長

經濟環境部長

建設部長

都市対策監

上下水道部長

支所統括監兼一宮総合支所長

病院事務局長兼市民病院建設監

消防長

会計管理者

議会事務局長

監査委員事務局長

教育部長

別表第 2 (第 6 条関係)

經濟環境部商工観光課長

企画部企画政策課長

総務部財政課長

総務部管財契約課長

企業立地推進部企業立地推進課長

健康福祉部福祉課長

健康福祉部子ども課長

市民部国際課長

經濟環境部農務課長

建設部建築課長

上下水道部水道業務課長

教育委員会庶務課長